平成２２年（フ）第５９３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4691番地１
破産者　戸井田隆司
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
愛知県小牧市中央２丁目55番地　ルネッサ中央302号
破産者　戸井田貴宏
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4691番地１
破産者　戸井田啓子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地５　パステル堀之内605、旧住所埼玉県鴻巣市三ツ木177番地８
破産者　三瓶　清晴
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３７号
埼玉県蕨市中央７丁目44番13号　コート．Ｌａ．ポルテ206号
破産者　松本　操栄（旧姓坂本）
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
愛知県瀬戸市品野町７丁目176番地　レオパレス瀬戸品野101
破産者　マンジート　シングこと　ＳＩＮＧＨ　ＭＡＮＪＥＥＴ
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０８号
大阪府高槻市南平台１―11―４　レオパレス南平台102、住民票上の住所京都府京丹後市久美浜町市野々436番地の１
破産者　瀬戸　勇人
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
茨城県高萩市高浜町２丁目８番地の３
破産者　鈴木　修二
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４２号
茨城県高萩市高浜町２丁目８番地の３
破産者　鈴木由美子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３０６号
埼玉県飯能市南町14番１号　エステート南町101、破産手続開始決定時の住所埼玉県飯能市永田台１丁目10番地３
破産者　田中　公貴
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３０７号
埼玉県飯能市南町14番１号　エステート南町101、破産手続開始決定時の住所埼玉県飯能市永田台１丁目10番地３
破産者　田中　良江
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２１号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目13番14号
破産者　山崎　幸恵
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目４番18号　コーポディモア105
破産者　芥川　洋子（旧姓三島）
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５８号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目３番17号　メゾンアルファ―102号
破産者　渡邊　保彦
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７０号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目２番12―404号、開始決定時の住所埼玉県坂戸市東坂戸１丁目13番106号
破産者　佐藤　　茂
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３４号
埼玉県所沢市大字荒幡332番地の８　本村ハイツ101
破産者　吉田　欣司
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８１号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1459番地20
破産者　佐藤　　忠
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1459番地20
破産者　佐藤　俶子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６０号
神奈川県厚木市泉町12番７―101号、旧住所神奈川県厚木市妻田西３丁目31番３号
破産者　佐藤　　明
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部